

# 登園許可書

園児名

月 日より登園を許可します

年 月 日

医療機関名

医師名

印

※診断名に○をお願いします。

| 病名                      | 登園のめやす                             | 病名   | 登園のめやす                     |
|-------------------------|------------------------------------|--|----------------------------|
| インフルエンザ                 | 発症後最低5日間かつ解熱後72時間経過するまで            | 流行性角結膜炎  | 結膜炎の症状が消失してから              |
| 百日咳                     | 特有の咳が消失するまたは、5日間の有効な抗生剤治療が終了まで     | 急性出血性結膜炎   | 医師が感染の恐れがないと判断してから         |
| 麻疹(はしか)                 | 解熱した後72時間経過するまで                    | 溶連菌感染症   | 解熱し抗菌薬内服後24～48時間以上経過していること |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)         | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現し5日を経過し、全身状態がいいこと | マイコプラズマ肺炎  | 発熱や激しい咳が治っていること            |
| 風疹(三日ばしか)               | 発しんが消失するまで                         | ウイルス性肝炎  | 肝機能が正常であること                |
| 水痘(水ぼうそう)<br>帯状疱疹       | すべての発しんが痂皮化するまで                    | 胃腸炎<br><small>ノロウイルス お腹の風邪<br/>ロタウイルス 急性胃腸炎を<br/>アデノウイルス等 含む</small> | 嘔吐下痢等の症状が治まり普段の食事が摂れること    |
| 咽頭結膜熱(プール熱)             | 主な症状が消失して48時間経過するまで                | 細気管支炎<br>(RSウイルス感染症等)  | 重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと      |
| 結核                      | 感染の恐れがなくなつたと認められるまで                | アデノウイルス感染症   | 医師が感染の恐れがないと判断してから         |
| 腸管出血性大腸菌感染症<br>(O-157等) | 医師が感染の恐れがないと判断してから                 | その他  |                            |

担当医様

「登園許可書」の意義は、集団保育での感染症の広がりを防ぐ目的だけでなく、病気になった園児が健康を十分取り戻すためにも必要な「取り決め」であることをご理解ください。

また、乳幼児ではかかりやすい病気の種類や頻度も児童とは違うため、さらなるご配慮をお願いいたします。

尚、各医療機関で独自に作成した許可書を使用してもかまいません。

新宿せいが子ども園  
平成29年度4月改訂